

新旧対照表

(改正箇所はゴシック体)

改正案	現行	備考
<p>(適用対象)</p> <p>第2条 この要綱を適用する対象は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 歴史的建造物</p> <p>横浜の魅力を生み出し、景観上貴重な歴史的・文化的資産である建築物、土木産業遺構及びこれらと一体をなす工作物等を<u>いい、かつ、築造後概ね50年を経たものをいう。</u></p>	<p>(適用対象)</p> <p>第2条 この要綱を適用する対象は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 歴史的建造物</p> <p>横浜の魅力を生み出し、景観上貴重な歴史的・文化的資産である建築物、土木産業遺構及びこれらと一体をなす工作物等をいう。</p>	<p>・概ねの築造年を追記。</p>
<p>(運用方針)</p> <p>第3条 市長は、この要綱の目的を達成するため、総合的な施策を展開し、先導的な役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 市長は、必要に応じて、歴史的景観の評価を行うものとする。</u></p> <p><u>7 歴史的建造物の評価は、別表1（歴史的建造物の評価の考え方）により行うものとする。</u></p>	<p>(運用方針)</p> <p>第3条 市長は、この要綱の目的を達成するため、総合的な施策を展開し、先導的な役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>・歴史的景観の評価について追記。</p>
<p>(通知)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により登録歴史的建造物として登録したときは、当該建造物の所有者にこれを通知するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定による通知について必要な事項は、歴史を生かしたまちづくり要綱実施要領（以下「歴史要綱実施要領」という。）第2条に定める。</u></p>	<p>(通知)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により登録歴史的建造物として登録したときは、当該建造物の所有者にこれを通知するものとする。</p>	<p>・歴史実施要領に関して追記。</p>

<p>(現状変更行為の通知)</p> <p>第7条 登録歴史的建造物について、その外観にかかわる大規模な改変等を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に通知しなければならない。ただし、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号。以下「景観条例」という。）第14条の2に定める特定景観形成歴史的建造物について、景観条例第14条の4に定める保存活用計画に基づき行われる行為はこの限りでない。</p> <p><u>2 前項の規定による通知について必要な事項は、歴史要綱実施要領第3条に定める。</u></p>	<p>(現状変更行為の通知)</p> <p>第7条 登録歴史的建造物について、その外観にかかわる大規模な改変等を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に通知しなければならない。ただし、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号。以下「景観条例」という。）第14条の2に定める特定景観形成歴史的建造物について、景観条例第14条の4に定める保存活用計画に基づき行われる行為はこの限りでない。</p>	<p>・歴史実施要領に関して追記。</p>
<p>(保全契約)</p> <p>第9条 市長は、登録歴史的建造物のうちまちづくりのうえで必要と認めるものについて、当該建造物の保全と活用に関する事項を内容とする契約（以下「保全契約」という。）を、所有者との間で締結することができる。</p> <p><u>2 前項の規定による保全契約について必要な事項は、歴史要綱実施要領第4条に定める。</u></p>	<p>(保全契約)</p> <p>第9条 市長は、登録歴史的建造物のうちまちづくりのうえで必要と認めるものについて、当該建造物の保全と活用に関する事項を内容とする契約（以下「保全契約」という。）を、所有者との間で締結することができる。</p>	<p>・歴史実施要領に関して追記。</p>
<p>(認定)</p> <p>第10条 市長は、登録歴史的建造物のうち特に重要な価値を有すると認めるものについて、その所有者の同意を得て横浜市認定歴史的建造物（以下「認定歴史的建造物」という。）として認定することができる。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の規定による認定の同意について必要な事項は、歴史要綱実施要領第5条第1項に定める。</u></p>	<p>(認定)</p> <p>第10条 市長は、登録歴史的建造物のうち特に重要な価値を有すると認めるものについて、その所有者の同意を得て横浜市認定歴史的建造物（以下「認定歴史的建造物」という。）として認定することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>・歴史実施要領に関して追記。</p>

<p>(認定証の交付)</p> <p>第11条 市長は、前条の規定により認定歴史的建造物として認定したときは、当該建造物の所有者に認定証を交付するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定による交付について必要な事項は、歴史要綱実施要領第5条第2項に定める。</u></p>	<p>(認定証の交付)</p> <p>第11条 市長は、前条の規定により認定歴史的建造物として認定したときは、当該建造物の所有者に認定証を交付するものとする。</p>	<p>・歴史実施要領に関して追記。</p>
<p>(認定の解除等)</p> <p>第13条 市長は、認定歴史的建造物の所有者の申出に基づき、やむを得ない理由があると認めるときは、認定歴史的建造物の認定を解除し、又はその保全活用計画の内容を変更するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定による認定の解除又は保全活用計画の変更について必要な事項は、歴史要綱実施要領第6条に定める。</u></p>	<p>(認定の解除等)</p> <p>第13条 市長は、認定歴史的建造物の所有者の申出に基づき、やむを得ない理由があると認めるときは、認定歴史的建造物の認定を解除し、又はその保全活用計画の内容を変更するものとする。</p>	<p>・歴史実施要領に関して追記。</p>
<p>(現状変更行為の届出)</p> <p>第14条 認定歴史的建造物について、保全活用計画にかかわる変更行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届出なければならない。ただし、景観条例第14条の2に定める特定景観形成歴史的建造物について、景観条例第14条の4に定める保存活用計画に基づき行われる行為はこの限りでない。</p> <p><u>2 前項の規定による届出について必要な事項は、歴史要綱実施要領第7条に定める。</u></p>	<p>(現状変更行為の届出)</p> <p>第14条 認定歴史的建造物について、保全活用計画にかかわる変更行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届出なければならない。ただし、景観条例第14条の2に定める特定景観形成歴史的建造物について、景観条例第14条の4に定める保存活用計画に基づき行われる行為はこの限りでない。</p>	<p>・歴史実施要領に関して追記。</p>

<p>(現状変更行為の届出)</p> <p>第19条 歴史的景観保全地区について、保全整備計画にかかわる現状変更行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届出なければならない。</p> <p><u>2 前項の規定による届出について必要な事項は、歴史要綱実施要領第7条に定める。</u></p>	<p>(現状変更行為の届出)</p> <p>第19条 歴史的景観保全地区について、保全整備計画にかかわる現状変更行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届出なければならない。</p>	<p>・歴史実施要領に関して追記。</p>
<p>(助成)</p> <p>第21条 市長は、歴史的景観の保全活用に関する維持管理、修理、修景、復元等について、次の各号に定める行為を行う所有者等に対し、その行為に要する経費の一部を助成することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>2 前項の規定による助成について必要な事項は、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱に定める。</u></p>	<p>(助成)</p> <p>第21条 市長は、歴史的景観の保全活用に関する維持管理、修理、修景、復元等について、次の各号に定める行為を行う所有者等に対し、その行為に要する経費の一部を助成することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>・歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱に関して追記。</p>
<p>(委員の設置)</p> <p>第22条 専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るため、歴史的景観保全委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の規定による委員について必要な事項は、歴史要綱実施要領第8条に定め、前項の規定による委員への意見聴取に関する事項については、歴史要綱実施要領第9条及び第10条に定める。</u></p>	<p>(委員の設置)</p> <p>第22条 専門家及び市民の意見を取り入れて歴史的景観の保全と活用の推進を図るため、歴史的景観保全委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>・歴史実施要領に関して追記。</p>

<p>附 則</p> <p>この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成9年10月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成28年11月24日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成9年10月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成28年11月24日から施行する。</p>													
<p>(別表1) 歴史的建造物の評価の考え方</p> <table border="1" data-bbox="224 566 884 1356"> <tr> <td>目的</td> <td>横浜の特色をつくりだしている歴史的な建造物の保全と活用により、魅力的で快適なまちづくりを行う。</td> </tr> <tr> <td>対象：大分類</td> <td>横浜の魅力を生み出し、景観上貴重な歴史的・文化的資産である建築物、土木産業遺構及びこれらと一体をなす工物等をいい、かつ、築造後概ね50年を経たものをいう。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">対象：小分類</td> <td>建築物 古民家、社寺、近代建築、西洋館、近代和風建築、近現代建築物（住宅含む）</td> </tr> <tr> <td>土木 橋梁、護岸、擁壁、道路、鉄道、基礎等遺構 等</td> </tr> <tr> <td>他 第2次世界大戦終結以降に築造されたもの（以下「戦後建造物」という）については、モニユメンタルタワー、ストリートファニチャー</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主な評価の基準</td> <td>建築的・土木的価値などの建造物価値 意匠的な特徴、技術的な特徴、学術的（建築史、土木史、産業史、港湾史など）価値の1つ以上に優れた点が認められる。 ・建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。 ・計画技術、保存技術、施工技术、環境技術など、都市発展や建築・土木に関連した技術の発展を示す建築物。 ・特に戦後建造物については、機能的、技術的、社会的な新たな試みで空間を構成した、革新的な建築物や特徴的な設計思想を顕著に示した建築物。個性と革新に大きな価値が置かれた設計によるもの。また横浜で先駆的に活動した設計者等による新たな試みのもの。</td> </tr> <tr> <td>歴史的価値 中近世から開港、震災復興期、第2次世界大戦終結まで、また戦後の都市発展の横浜の歴史を物語る特徴を有する。 ・ある一時代に造られ使用されたもので、その典型を示す建築物。 ・ほかと共有しがたいその地域が経験したもので、地域的な特色を明らかにする建築物。特に戦後建造物については、機能や立地が横浜の都市発展に関与してきた、都市発展史・文化史・生活史の視点からも顕著な役割をはたしたもの。また戦後に接収を受けた土地とその周辺地域などの地域史の視点からも特徴的なもの。</td> </tr> <tr> <td>景観的価値 連続する歴史的街並みや戦後に特徴的な街並みを構成、地域の歴史的景観を構成、地域のランドマーク的存在など1つ以上に該当する、もしくは文化的景観としての価値を有する、又は戦後建造物については、新たな活用により魅力的な景観を創出していると認められる。 ・建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。 ・市民に愛されている、使い続けられているもので、親しく利用され続けている建築物。</td> </tr> </table>	目的	横浜の特色をつくりだしている歴史的な建造物の保全と活用により、魅力的で快適なまちづくりを行う。	対象：大分類	横浜の魅力を生み出し、景観上貴重な歴史的・文化的資産である建築物、土木産業遺構及びこれらと一体をなす工物等をいい、かつ、築造後概ね50年を経たものをいう。	対象：小分類	建築物 古民家、社寺、近代建築、西洋館、近代和風建築、近現代建築物（住宅含む）	土木 橋梁、護岸、擁壁、道路、鉄道、基礎等遺構 等	他 第2次世界大戦終結以降に築造されたもの（以下「戦後建造物」という）については、モニユメンタルタワー、ストリートファニチャー	主な評価の基準	建築的・土木的価値などの建造物価値 意匠的な特徴、技術的な特徴、学術的（建築史、土木史、産業史、港湾史など）価値の1つ以上に優れた点が認められる。 ・建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。 ・計画技術、保存技術、施工技术、環境技術など、都市発展や建築・土木に関連した技術の発展を示す建築物。 ・特に戦後建造物については、機能的、技術的、社会的な新たな試みで空間を構成した、革新的な建築物や特徴的な設計思想を顕著に示した建築物。個性と革新に大きな価値が置かれた設計によるもの。また横浜で先駆的に活動した設計者等による新たな試みのもの。	歴史的価値 中近世から開港、震災復興期、第2次世界大戦終結まで、また戦後の都市発展の横浜の歴史を物語る特徴を有する。 ・ある一時代に造られ使用されたもので、その典型を示す建築物。 ・ほかと共有しがたいその地域が経験したもので、地域的な特色を明らかにする建築物。特に戦後建造物については、機能や立地が横浜の都市発展に関与してきた、都市発展史・文化史・生活史の視点からも顕著な役割をはたしたもの。また戦後に接収を受けた土地とその周辺地域などの地域史の視点からも特徴的なもの。	景観的価値 連続する歴史的街並みや戦後に特徴的な街並みを構成、地域の歴史的景観を構成、地域のランドマーク的存在など1つ以上に該当する、もしくは文化的景観としての価値を有する、又は戦後建造物については、新たな活用により魅力的な景観を創出していると認められる。 ・建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。 ・市民に愛されている、使い続けられているもので、親しく利用され続けている建築物。	<p>【新規】</p>	<p>・歴史的建造物の評価の考え方について、追記。</p>
目的	横浜の特色をつくりだしている歴史的な建造物の保全と活用により、魅力的で快適なまちづくりを行う。													
対象：大分類	横浜の魅力を生み出し、景観上貴重な歴史的・文化的資産である建築物、土木産業遺構及びこれらと一体をなす工物等をいい、かつ、築造後概ね50年を経たものをいう。													
対象：小分類	建築物 古民家、社寺、近代建築、西洋館、近代和風建築、近現代建築物（住宅含む）													
	土木 橋梁、護岸、擁壁、道路、鉄道、基礎等遺構 等													
	他 第2次世界大戦終結以降に築造されたもの（以下「戦後建造物」という）については、モニユメンタルタワー、ストリートファニチャー													
主な評価の基準	建築的・土木的価値などの建造物価値 意匠的な特徴、技術的な特徴、学術的（建築史、土木史、産業史、港湾史など）価値の1つ以上に優れた点が認められる。 ・建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。 ・計画技術、保存技術、施工技术、環境技術など、都市発展や建築・土木に関連した技術の発展を示す建築物。 ・特に戦後建造物については、機能的、技術的、社会的な新たな試みで空間を構成した、革新的な建築物や特徴的な設計思想を顕著に示した建築物。個性と革新に大きな価値が置かれた設計によるもの。また横浜で先駆的に活動した設計者等による新たな試みのもの。													
	歴史的価値 中近世から開港、震災復興期、第2次世界大戦終結まで、また戦後の都市発展の横浜の歴史を物語る特徴を有する。 ・ある一時代に造られ使用されたもので、その典型を示す建築物。 ・ほかと共有しがたいその地域が経験したもので、地域的な特色を明らかにする建築物。特に戦後建造物については、機能や立地が横浜の都市発展に関与してきた、都市発展史・文化史・生活史の視点からも顕著な役割をはたしたもの。また戦後に接収を受けた土地とその周辺地域などの地域史の視点からも特徴的なもの。													
	景観的価値 連続する歴史的街並みや戦後に特徴的な街並みを構成、地域の歴史的景観を構成、地域のランドマーク的存在など1つ以上に該当する、もしくは文化的景観としての価値を有する、又は戦後建造物については、新たな活用により魅力的な景観を創出していると認められる。 ・建築的又は景観的に優れたものをかたちづくる主な要因となるもので、意匠に優れた建築物。 ・市民に愛されている、使い続けられているもので、親しく利用され続けている建築物。													